

令和4年度 兵庫県主任相談支援専門員養成研修 実施要項

1 目的

障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得させるとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を担う人材の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

兵庫県の委託を受けて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施

3 兵庫県における主任相談支援専門員の役割

- (1) 市町自立支援協議会に参画し、地域課題や相談支援体制について協議し、相談支援従事者への指導・助言を行うとともに、地域の研修の企画運営及び講師として参画する。
- (2) 兵庫県相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う実習を受け入れ、受講生への指導・助言を行う。
- (3) 兵庫県が実施する相談支援専門員養成研修の企画運営及び講師として参画する。

4 研修対象者

障害者等への相談支援業務に関して、十分な知識と経験を有する、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員で、以下のいずれかの要件を満たす者。

①	基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
②	都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
③	その他、相談支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者であり、兵庫県又は市町が適当と認める者であること。

5 主任相談支援専門員配置加算要件にかかる留意事項

主任相談支援専門員配置加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、自事業所の従業者又は他の指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合（下記のいずれも満たす体制が必要）に算定できるものであることに留意のこと。

- ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
- イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
- ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言
- エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加

6 研修日程及び会場

日程 令和4年8月18日(木)、19日(金)、20日(土)、26日(金)、27日(土) 5日間

会場 加古川市総合福祉会館 2階 大ホール

※新型コロナウイルス等感染症予防によりオンライン開催に切り替える場合あり。

7 実施方法及び留意事項

- (1) 対面での実施を予定しているが、新型コロナウイルス感染状況等により、Zoomによるオンライン開催に切り替える場合がある。
- (2) 対面からオンラインに切り替える場合は、登録しているメールアドレスと福祉のまちづくり研究所のホームページで通知する。
- (3) オンライン受講の場合の環境整備等にかかる費用は、受講者所属法人負担とする。また、30分以上の切断は修了を認めないものとする。できる限り有線接続する等、安定した接続環境を推奨する。その他オンライン環境整備については、受講決定者に対し別途案内する。

8 受講申込

市町を通じての推薦とする。

9 受講決定

受講可否については、申込期間後から1ヶ月前後で兵庫県社会福祉事業団を通じて申込者全員に通知する。必ず申込用紙の受講決定通知等送付先住所を記入すること。

また、受講には事前課題が必須となるため、あわせて案内も送付する。

10 受講料 ￥15,000円

11 研修修了の認定方法

- (1) 研修の事前課題、全科目の講義・演習を修了した場合のみ修了証書を交付する。
- (2) 受講決定後の事前課題に明らかな不備がある場合や提出の締め切りを過ぎた場合は、受講を取り消す場合がある。

12 個人情報の取扱い

推薦書等に記載された個人情報は、本研修事業の実施業務及び修了者名簿の管理業務以外で利用しないものとする。

13 照会先

【研修内容・申込について】

兵庫県福祉部障害福祉課障害政策班 【担当】平入

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

T E L：078-341-7711（代表）内線 2962

メール：shougaika@pref.hyogo.lg.jp

【研修実施方法について】

福祉のまちづくり研究所ホームページから

研修部門→お問い合わせページに移動し、メールにてお問い合わせください。

<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi> 【担当】谷垣

令和4年度 主任相談支援専門員養成研修〈プログラム〉

※都合により変更になる場合がありますので、詳細は受講決定者にお伝えします。

日	時 間	内 容
【1日目】 8月18日（木）	8：40 ～9：00	受付
	9：00 ～17：30	事務連絡
		開会あいさつ
		【ガイダンス】本研修の獲得目標について
		【講義】主任相談支援専門員の役割と視点
		【講義】障害福祉の動向
		【講義】相談支援事業所における運営管理
【2日目】 8月19日（金）	8：40 ～16：30	【講義】人材育成の意義と必要性
		【講義・演習】人材育成の地域での展開Ⅰ
		【講義・演習】人材育成の地域での展開Ⅱ
		【講義・演習】研修・グループワークの運営方法
【3日目】 8月20日（土）	9：00 ～17：30	【講義・演習】個別スーパービジョン
		【講義】スーパービジョンの理論と実際
		【講義・演習】グループ・スーパービジョン
【4日目】 8月26日（金）	8：40 ～16：30	【講義】地域援助技術の考え方と展開方法
		【講義】基幹相談支援センターにおける地域連携
		【講義・演習】多職種協働（チームアプローチ）の考え方と展開方法
【5日目】 8月27日（土）	9：00 ～15：30	【講義】地域援助の具体的展開〈導入講義〉
		【演習】地域援助の具体的展開〈演習Ⅰ〉
		【演習】地域援助の具体的展開〈演習Ⅱ〉
		【演習】地域援助の具体的展開〈まとめ〉
		【講義】地域共生社会の実現

主任相談支援専門員養成研修における留意事項

1. 主任相談支援専門員養成研修

- ・本研修は、兵庫県の委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター（以下「研修センター」という）が実施します。

2. 受講申込

- ①必ず実施要項及び本内容を確認し、代表者、申込責任者、申込者（受講希望者）は、必要な書類を揃えて各市町の推薦を受けてお申込みください。
- ②提出された書類については返却いたしません。必ずコピーを取っておいてください。
- ③研修の問い合わせについて、福祉のまちづくり研究所ホームページの研修部門にある問合せページからメールでお問い合わせしてください。回答については、メールでの返信か、場合によってはお電話でさせていただきます。

3. 受講決定

- ①兵庫県障害福祉課で厳正な選考の上、受講決定を行います。先着順ではありません。受講決定の詳細内容は個人情報保護の観点、公正な選考基準の観点からいかなる場合もお伝えしません。
- ②申込締切り後、受講可、不可にかかわらず、通知書をお送りします。
- ③受講可否については、研修センターから郵送する通知書で、必ず確認してください。電話等での問合せにはお答えできません。
- ④通知書の発送については、発送日に福祉のまちづくり研究所 HP にその旨掲示します。
発送掲示後、2週間が経過しても通知が届いていない場合はご連絡ください。
- ⑤受講決定後は同一法人や同一事業所内であっても、受講者の変更はできません。

4. 受講料の支払い方法

- ①受講決定者には、受講可否通知発送時に「受講料振込み方法について」の通知をしますので、記載事項に沿って期日までに、ゆうちょ銀行の郵便払込取扱票を用いて指定口座へ振込んでください。
領収書の発行は行いませんので、必要な方は払込受領書を各自で保管してください
- ②振込手数料の負担をしていただきます。
- ③期日までに指定金額の入金を確認できなかった場合、受講をお断りする場合があります。
- ④やむを得ない事情で振り込み期日を過ぎる場合は、必ず担当にご連絡ください。

5. キャンセル

- ①受講決定者が都合により辞退される場合は、速やかに研修センターの担当へ連絡してください。
- ②既に振込んでいる場合、受講決定通知に記載している期限内のキャンセルであれば、受講料を払戻しします。ただし返金は振込み手数料の差額分となります。
- ③受講決定通知に記載している期限後又は研修中にキャンセルした場合、返金はできません。資料の送付は行いません。ただし、キャンセル事由によっては、返金する場合があります

6. 研修時間

- ①研修時間はプログラムを確認してください。
- ②毎回の受付時に出席確認のため受講決定通知書の確認と押印を行います。毎日、同じ印鑑と受講決定通知書を持参してください。
- ③研修会場の都合により、受付時間等が変更することがあります。
- ④研修最終日に修了式を開催する場合、プログラム上の時間より遅くなることがあります。

7. 研修会場

- ①加古川市総合福祉会館で行います。但し変更等ある場合はその限りではありません。研修会場は受講決定時及び研修中に受講決定者等へ通知します。
- ②研修会場には研修受講者用の駐車スペースはありません。公共交通機関での研修参加を原則として、自家用車使用の場合は近隣の有料駐車場を使用してください。

8. 研修時の遅刻・早退及び欠席

- ①修了証の発行には、厚生労働省が定めた時間数の講義、演習を受講することが必要となります。
- ②原則遅刻・欠席・早退の場合、研修の修了証の発行はできません。時間に余裕をもって研修会場へお越しください。
- ③公共交通機関の遅れ等、やむを得ない遅刻や欠席の場合は、研修当日の 8 時 45 分以降～研修開始時間の間に必ず電話にて研修センターまで連絡し、遅延証明書を提出してください。

9. 研修の変更及び中止

- ①研修開始の 3 時間前に研修開催市町で特別警報が発表されている場合は、原則研修を中止します。また天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。いずれの場合も、研修開始時間の約 3 時間前に福祉のまちづくり研究所ホームページにて掲載します。ただし、やむを得ない状況によりアップロードできない場合はこの限りではありません。
(福祉のまちづくり研究所ホームページアドレス) <http://www.hwc.or.jp/kensyuu/>
- ②警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。変更・中止につきましては、受講者の判断ではなく福祉のまちづくり研究所ホームページアドレス等でご確認ください。
- ③警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

10. 新型コロナウイルス感染症予防における取決め

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修を変更、中止する場合があります。変更、中止につきましては、兵庫県担当課と協議したうえで決定します。
- ②やむを得ず研修中止となった場合は、受講料を返金いたします。ただし、申し込み時の振込手数料、宿泊費、交通費等は返金できません。また、変更や研修開催後に中止となった場合も返金はありません。
- ③研修開催後に中止となった場合、修了証書を交付できない場合があります。
- ④研修変更及び中止の案内は、福祉のまちづくり研究所ホームページの最新 NEWS に掲載します。適時、確認してください。
- ⑤研修当日は不織布マスクを持参していただき、会場敷地内では、受講中、休憩等にかかわらず、必ず不織布マスクを着用していただきます。また、手洗い、手指消毒にもご協力いただきます。
- ⑥その他、新型コロナウイルス感染症予防については、受講決定者へ別途、委細をお伝えします。

11. オンライン実施に変更となる場合

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、演習についても Zoom(Web 会議ツール)を活用したオンライン型受講による研修に変更する場合があります。
- ②オンライン実施に変更となった場合には、パソコン・Web カメラ・マイク等をご用意していただきますようご協力お願い申し上げます。(環境整備等に伴う全費用は受講者所属施設・事業所様負担となります。)
- ③オンライン型研修受講の際は、所属する法人代表者及び申込責任者が、以下の 2 点について責任をもって確保した場所(自職場等)、あるいは同等の環境にあると認めた場所(自職場等以外でも可)で受講をお願いします。
・Zoom(Web 会議ツール)を用いたオンライン受講における環境が整備されていること。
・静かでかつ受講者以外の方の映込みがない等の配慮がされた、集中して受講できる環境であること。
- ④Zoom のインストールや環境等を含む基本的な設定におけるサポート等は研修センターでは致しません。各施設・事業所様にてご用意及び設定をお願い申し上げます。
- ⑤研修時に接続できない等の不具合が生じた場合は、いかなる理由にせよ遅刻及び欠席相当として取扱いをさせていただきます。(当方都合を除きます。)

12. 修了証

- ①全プログラム修了者に対して、原則研修最終日に修了証を交付します。
- ②修了証には受講申込書に記載している氏名・生年月日を印字します。そのため受講申込書の氏名及び生年月日は間違いのないように正確にご記入ください。

- ③研修センターは修了者を把握・管理する目的で、氏名・生年月日・事業所名・事業所住所を修了者名簿に記載し、兵庫県福祉部障害福祉課へ通知します。
- ④次の場合修了証を交付できないことがあります。
 - (1)受講申込書の記載内容に虚偽があった場合
 - (2)「実施要項」及び「研修における留意事項」の記載内容に違反又は逸脱した場合
 - (3)欠席、遅刻、早退、長時間の離席等があった場合（やむを得ない場合を除く）
 - (4)研修の目的が達成されないと判断された場合（提出物期限が守られない、研修態度が好ましくない等）

13. 事前課題について

- ①主任相談支援専門員養成研修の受講には、事前課題に取り組んでいただく必要があります。
- ②事前課題は受講決定者にのみ通知します。
- ③**指定日までに提出がなかった場合や、記載内容に明らかな不備がある場合は、カリキュラム未修了となり、研修の受講を取り消すとともに、修了証書は交付できません。**

14. 個人情報の取り扱い

- ①お預かりした個人情報は以下の目的にのみ利用いたします。

受講決定の可否通知、修了証の発行、修了者名簿の登載、研修時における作成物・報告書等の資料、受講者名簿、研修・セミナー等のご案内の送付、その他、県、研修課が必要と判断したもの
- ②お預かり個人情報は必要に応じて、第三者への提供を行う場合があります。

受講者の受講履歴や資格取得等の情報は、受講者が勤務する法人の申込責任者や法人の代表、勤務する施設のある市町担当課、県、研修講師、同研修受講者等（研修内容で作成物・報告書等を共有する場合があります）
- ③その他
必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。また個人を特定できない範囲で、研修時の様子を事業紹介等で使用することがあります。

15. 知的財産権及び使用权

- ①申込責任者もしくは申込者は、以下の規定を遵守するものとします。
 - (1)研修に使用される研修教材の知的財産権は知的財産所有者に帰属する
 - (2)知的財産の複製、一般書籍を含む印刷物への転用、発表又は出版等、知的財産権の侵害となる一切の行為を禁止する
 - (3)研修設備等の撮影、及び研修内容の撮影もしくは録音を禁止する（演習の成果物等、講師の許可がある場合は可）
- ②研修資料、教材等の使用权を申込責任者もしくは申込者に与えるものではありません。

16. 受講中の事故等についての対応

- ①不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。
- ②受講者の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。

17. 相談窓口

（研修に関する問い合わせ先）

兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所ホームページより、研修部門の問合せページからメールにてお問い合わせください。

（実務経験、事業申請等に関する問い合わせ先）

兵庫県 福祉部 障害福祉課 障害政策班
メール：shougai@pref.hyogo.lg.jp
TEL 078-341-7711（代表）（内線）2962 【担当】平入